

## 議案第7号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(狭山市情報公開条例の一部改正)

第1条 狭山市情報公開条例(平成13年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条第3項中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第2章第2節の節名を次のように改める。

### 第2節 審査請求

第20条を次のように改める。

(審理員の指名の適用除外)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問等)

第20条の2 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、狭山市行政不服審査会(狭山市行政不服審査に関する条例(平成28年条例第 号)第3条に規定する狭山市行政不服審査会をいう。)に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第21条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条各号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第1号中「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に改める。

第22条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号

列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「を変更し、当該開示決定等」を「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に、「の決定」を「の裁決」に改める。

（狭山市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 狭山市個人情報保護条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条第3項中「第44条」を「第44条の2」に改める。

第4章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 審査請求

第44条を次のように改める。

（審理員の指名の適用除外）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第44条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問等）

第44条の2 実施機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、狭山市行政不服審査会（狭山市行政不服審査に関する条例（平成28年条例第 号）第3条に規定する狭山市行政不服審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3）裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

（4）裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第45条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条各号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第1号中「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「を変更し、当該開示決定等」を「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に、「の決定」を「の裁決」に改める。

（狭山市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 狭山市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市情報公開及び個人情報保護審議会条例

第1条中「狭山市情報公開及び個人情報保護審査会」を「狭山市情報公開及び個人情報保護審議会」に、「審査会」を「審議会」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定するもののほか、審査会」を「審議会」に改め、同項を同条とする。

第3条第1項中「審査会」を「審議会」に改め、同条第2項中「学識経験」の次に「又は知識経験」を加える。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「審査会」を「審議会」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「審査会」を「審議会」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「審査会」を「審議会」に改め、同条を第9条とする。

（狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和45年条例第4号）の

一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(昭和37年法律第160号)第45条」を「(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(狭山市税条例の一部改正)

第7条 狭山市税条例(昭和30年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第8条 狭山市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加え、同条を第12条とする。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(手数料等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項に規定する手数料は、無料とする。

2 行政不服審査法第38条第1項の規定による写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた市の処分又は申請に係る市の不作為に係る不服申立てについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 施行日前にされた第1条の規定による改正前の狭山市情報公開条例(以下この項において「旧条例」という。)第12条第1項に規定する開示決定等又は旧条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る不服申立てであって、旧条例第20条の規定による諮問又は諮問に対する答申がされていないものに係る同条の規定の適用については、同条中「狭山市情報公開及び個人情報保護審査会」とあるのは、「狭山市行政不服審査会(狭山市行政不服審査に関する条例(平成28年条例第 号)第3条に規定する狭山市行政不服審査会をいう。)」とする。

4 施行日前にされた第2条の規定による改正前の狭山市個人情報保護条例(以下この項において「旧条例」という。)第21条第1項に規定する開示決定等、旧条例第34条第1項に規定する訂正決定等、旧条例第42条第1項に規定する利用停止決定等又は旧条例第14条第2項に規定する開示請求、旧条例第30条第2項に規定する訂正請求若しくは旧条例第38条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てであって、旧条例第44条の規定による諮問又は諮問に対する答申がされていないものに係る同条の規定の適用については、同条中「狭山市情報公開及び個人情報保護審査会」とあるのは、「狭山市行政不服審査会(狭山市行政不服審査に関する条例(平成28年条例第 号)第3条に規定する狭山市行政不

服審査会をいう。）」とする。

- 5 第8条の規定による改正後の狭山市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開及び個人情報保護審査会委員の項中「情報公開及び個人情報保護審査会委員」を「情報公開及び個人情報保護審議会委員」に改める。

平成28年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。